二宫町地域公共交通活性化協議会事務局規程(改正案)

(趣旨)

第1条 この規程は、二宮町地域公共交通活性化協議会規約第11条の規定に基づき、 二宮町地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し必要 な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 事務局は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 協議会の会議に関する事務
 - (2) 協議会の資料作成に関する事務
 - (3) 協議会の庶務に関する事務
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事務 (職員)
- 第3条 事務局に事務局長及び事務局員を置く。
- 2 事務局長は、二宮町政策部企画政策課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、二宮町政策部企画政策課職員をもって充てる。 (専決事項)
- 第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要又は異例と認められる事項については、この限りでない。
 - (1) 事務局の運営に関すること。
 - (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
 - (3) 物品及び現金の出納に関すること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な 事項は、二宮町において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

- 第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、 個数及び管理者は、別表のとおりとする。
- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、二宮町において定められている公印 の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

別表(第6条関係)

| 名称 | 形状 | 書体 | 寸法 (ミリメートル) | 用途 | 個数 | 管理者 |
|------------------------------------|--------------------------------|----|----------------|--------------|----|------|
| 二宮町 地域公共 交通活性 化協議会 会長印 | 二宮町地域 公共交通活 性化協議会 会長印 | 篆書 | 22×22 | 会長名をもって発する文書 | 1 | 事務局長 |